

群馬県適正化通信 NO. 190(令和6年10月号)

高速道路の車両通行帯

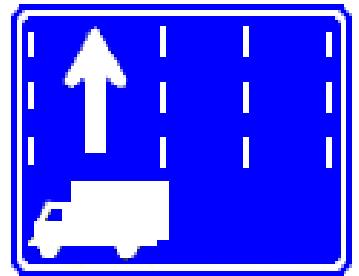
トラック協会には様々な情報提供がありますが、交通ルールに関する情報も入ってきます。

先日も高速道路を走行中の方から「大型トラックが車両通行帯の指定があるのに追越し車線を走り続けているけど、違反行為だよね?」とクレームがありました。

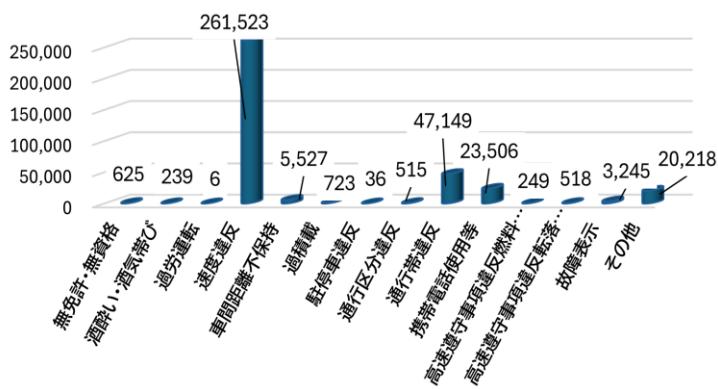
高速道路ではトレーラは原則一番左側車線、車両通行帯指定区間

(右図参照) では、大型貨物自動車や大型特殊自動車は原則として一番左側車線を走行しなければなりません。この区間では、追越しを行う際の車線変更は問題ありませんが、追越した後は速やかに左側の走行車線に戻らなければなりません。ドライバーの皆様も走行車線を走らなければいけないことは認識していると思いますが、一部には走行車線に戻れる状況にもかかわらず、追越し車線を走り続けている車両も見受けられます。

道路交通法第2条第1項第7号に「車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分をいう。」と車両通行帯について定められています。また、同法第20条には「車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。(以下省略)」としています。追越し車線は、あくまで追越しをするための車線であり、追越し車線を走り続けていると速度超過につながったり、周囲の状況によっては渋滞を引き起こす要因となり、ひいては大きな事故に繋がる可能性も高くなります。



高速道路における道路交通法違反取締り状況



「車両通行帯違反」は違反点数1点、大型車は7,000円の反則行為です。令和5年中は群馬県内における違反はなかったものの、全国では47,149件が取締りを受けており、違反行為のワースト2になっています。(左図参照) 高速道路を運行されるドライバーの皆様には、前車を追越し後は速やかに走行車線へ戻るよう心掛け、安全運転をお願いいたします。

道路交通法は道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図ること等を目的とした交通ルールを定めた法律です。公道を利用するドライバーの全員が遵守しなければならないものであり、プロドライバーとして安全・確実・迅速に輸送する役割と使命を忘れずに運行するようお願いいたします。また、管理者の皆様も日頃から事故防止に向けて積極的に取り組んでいることと思いますが、改めて個々のドライバーに対して交通ルールの遵守、指導監督の徹底を図るようお願いいたします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821